

浄化槽の設置で、こんな悩みもズバッと解決！

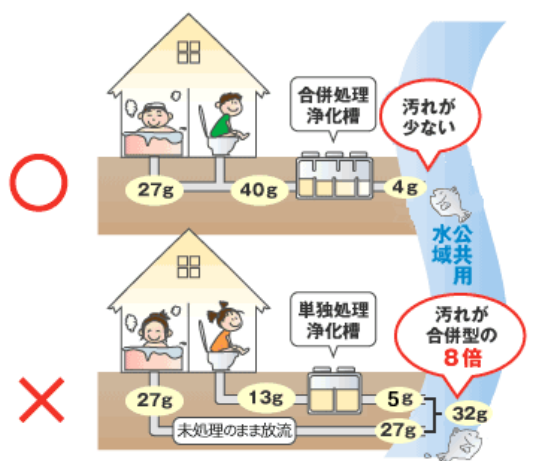
昔ながらのトイレは…

浄化槽を設置することにより



単独浄化槽をお使いの方へ… 「合併浄化槽」に変更しましょう。

同じ水洗式でも
単独浄化槽と合併浄化槽は
ここが違う！



	単 独 浄 化 槽	合 併 浄 化 槽
設 置 時 期	平成10年頃までに建てられた（改修された）	平成10年以降に新築された
環 境 へ の 影 響	トイレの排水だけを浄化している。台所や風呂水、洗濯水はそのまま放流されているため環境に悪影響がある。	トイレと風呂・台所等の生活排水を浄化し放流するので環境にやさしい。
負 担	年に1回清掃（汲取り）代を清掃業者に支払う。	毎月使用料として払うので負担が軽い。
設 置 費 用	設置時は全額個人負担。現在は法律で新たに単独浄化槽を設置することは禁じられている。	負担金を支払うだけで設置費用のほとんどを国と町が負担。
故 障 時	故障したときの修理代は全額個人負担。	故障したときの修理代は役場が負担。

※注：合併浄化槽設置の際には大きさに応じた負担金を頂きます。また、設置時には屋内配管が必要な場合があります、その費用は個人負担になります。
修理代は場合によっては使用者に負担をお願いすることがあります。